

International tax alert

グローバル タックス デスク ニュース

英国2012年度秋期財政報告 法人税率のさらなる引下げ

英国財務庁は2012年12月5日に秋期財政報告を行い、これまでに約束してきた税制改正の内容を再確認しました。今回の秋期財政報告は、英国が「Open for business」であるという強いメッセージを発信し、「G20内で最も競争力のある税制を創出する」という目標の達成に引き続き取り組む姿勢を打ち出すと同時に、人為的な租税回避スキームに焦点を当てた内容となっています。

今回発表された内容に基づく日系企業に関連する主要な法人税制の改正としては、以下の項目が考えられます。

法人税率の引下げ

- ▶ 2013年4月1日より、法人税率が予定通り現行の24%から23%に引き下げられます。2014年4月1日からはさらに2%削減され、21%にまで引き下げられる予定です。(これは、予定されていた22%への引下げに加えさらに1%の削減となります。)
- ▶ 今回発表された法人税率の引下げの結果、英国は、G7内で最も法人税率が低くなります。

包括的租税回避否認規定(GAAR)

- ▶ GAARの導入が確認されました。
- ▶ GAARは、主に個人所得税における極端でかつ悪質な実体のないスキームをターゲットとしています。したがって、日系企業への影響は低いと考えられますが、留意する必要があります。
- ▶ GAARに関する法案及びガイダンスは、2012年12月中に発表される予定です。

移転価格税制

- ▶ 英国税務当局は、多国籍企業の国際移転価格を調査するための人員を増やす予定です。特に、英国に多くの実体を持ちながら、英国内にわずかな利益しかないような取引及びスキームが調査の対象となります。
- ▶ 上記の方針は、数多くの米国企業が英国に大きな事業を有しながらも、英国法人税を全く又は小額しか支払っていないことを危惧した公開討論の結果打ち出されました。
- ▶ また、英国政府は、多国籍企業の国際取引における所得侵食と利益移転に関する調査のサポートのため、OECDへの援助を約束しました。

クリエイティブ産業に関する優遇税制

- ▶ 英国政府は、EUの保護政策規制に基づく承認を得ることを条件として、ビデオゲーム、アニメーション、高品質テレビ番組制作に対する優遇税制を2013年4月から導入することを引き続き検討しています。当該優遇税制においては、要件を満たす特定の会社は、適格支出の100%の追加控除又は適格損失の25%のタックス・クレジット(還付可)のいずれかを選択することができます。

その他

- ▶ 今年の7月及び9月に発表された、浅水域のガス田に関する5億ポンドの特別控除(Field Allowance)及び操業コストの高いプロジェクトに関連する既存のガス田開発への追加投資に関する、期待増加埋蔵量1トンにつき50ポンドまでのField Allowanceが確認されました。単独のプロジェクト又はより大きな開発の一部であるプロジェクトに関するField Allowanceの最高額は2.5億ポンドとなりますが、それらのうち、石油収入税の対象となっているものについては5億ポンドとなります。
- ▶ 適格資本支出に関して100%の損金算入が可能となる償却費(Annual Investment Allowance)の上限が、2013年1月より2年間にわたり、年間25,000ポンドから250,000ポンドへ一時的に引き上げられます。これは、企業の設備投資の促進を目的としています。
- ▶ 2013年1月1日から、銀行税の最高税率が0.130%に引き上げられます。
- ▶ 「税務上の取扱いのミスマッチを利用した租税回避スキーム(特に、現行の規定を回避するためのパートナーシップを用いたスキーム)」、「恣意的なキャピタルゲインの創出スキーム(Manufactured Payment Arrangement)」、及び「資産トータル・リターン・スワップ・スキーム」に対する租税回避否認規定が導入される予定です。日系企業の多くは、当該租税回避否認規定の対象となるような悪質なタックス・プランニングを行っていないため、その影響は低いと考えられます。

まとめ

全体的に見て、今回の秋期財政報告は、魅力的な税制を通じて英国への投資(英国への直接投資又は地域持株会社としての投資)を促進するという税務政策の目標に、英国政府が引き続き意欲的に取り組んでいるというポジティブなメッセージを発信すると同時に、人為的な租税回避スキームの撲滅にあたり、国際グループの税務ポジションに関して明確かつ厳密なレビュー・ポリシーを確立することを打ち出しています。

Contact

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

インターナショナル アンド トランザクション タックス サービス部

河野 絵美	パートナー	+81 3 3506 2182	emi.kono@jp.ey.com
ケミシュ キングズレー	シニアマネージャー	+81 3 3506 2645	kingsley.kemish@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション及びアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の16万7千人の構成員は、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバルネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2012 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20121212-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はいしなひください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバルネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。